

谷津バラ園等指定管理者候補者 選定評価表

区分	選定項目	評価の観点	配点	候補者 京成バラ園芸術 評価点	
共通事項 (習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条)	1.市民の平等な利用の確保		10	7.6	
		施設の設置目的を理解し「公の施設」の管理運営の考え方が妥当であるか。	5	4.0	
		市民への事業広報活動等、市民の平等な利用について工夫はあるか。	5	3.6	
	2.管理を安定して行う物理的能力、財政的能力及び人的能力の保持			25	16.6
		施設管理、安全対策の内容は妥当か。	5	3.6	
		経済的(経営・収支・資産等)に安定した運営が可能か。	5	3.6	
		適正な職員の配置が可能か。また、採用・研修計画は適切か。	5	3.8	
		個人情報の保護措置は十分か。	5	2.2	
	3.当該施設の効用を最大限に発揮させる能力及び経費の縮減			15	5.6
		サービス向上及び利用者増等、施設効用を最大限に発揮できる取り組み内容となっているか。	5	3.6	
		管理運営経費の縮減は図られているか。	10	2.0	
	共通事項 計			50	29.8
個別事項	4.施設運営		20	13.8	
		施設運営に対する考え方・取り組みが示されているか。	5	3.6	
		バラの季節性を考慮した施設運営の工夫がされているか。	5	4.2	
		より魅力的な施設の運営につながる事業計画がされているか。	5	3.6	
	労務環境や運営能力等における第三者評価の実施が可能か。	5	2.4		
	5.バラの管理			30	24.8
		バラの管理計画について (鑑賞期間の工夫、床用土の入替、薬剤散布、雑草対策、夏季の灌水等)	10	8.0	
		バラの育成計画について (希少品種・老朽化品種の育成計画)	5	4.0	
		バラの更新計画について (新品種導入、品種数増加、株数増加)	5	4.0	
		団体の実績について (管理実績のあるバラ園の箇所数、品種数、株数、管理年数)	5	4.4	
		団体の技術力について (専門技術者の数、経験年数、管理経験のあるバラ園の規模等)	5	4.4	
個別事項 計			50	38.6	
共通事項+個別事項 合計			100	68.4	